

令和 9 年度

葛飾区特定任期付職員採用選考案内

(総務部副参事 (法規担当))

令和 8 年 1 0 月
葛 飾 区

この採用選考は、葛飾区に勤務する特定任期付職員（総務部副参事（法規担当））の採用候補者を決定するために実施するものです。

特定任期付職員とは、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 3 条第 1 項」の規定に基づき、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させるために、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。なお、勤務条件（勤務時間、休暇、服务等）については、原則として任期の定めのない職員と同様です。

1 区分・募集職名・採用予定数等

区分	募集職名（職務の級）	採用予定人数	主な勤務場所
A 庁内法務等	総務部副参事（法規担当） （課長級）	2 名	葛飾区総合庁舎内
B 児童相談法務		1 名	葛飾区総合庁舎内及び葛飾区児童相談所

2 業務内容について

申込書に「A 庁内法務」「B 児童相談法務」「C 両区分併願」のいずれかを選択のうえ記載してください。併願する場合は、第 1 希望及び第 2 希望を記載してください。

区分	主な業務内容
A 庁内法務等	- 訴訟等の事務を円滑に進めるため、特別区人事・厚生事務組合法務部と連携し、裁判所提出文書等の作成・答弁、その他必要な対応を行うこと。 - 行政不服審査法に基づく審理員として、弁明書及び証拠書類等の提出要求、口頭意見陳述、現場検証、意見書の作成その他の審理手続を主宰すること。また、審理員の職務を担わない審査請求について、裁決書又は弁明書の作成等に関し助言を行うこと。 - 職員から、契約、協定等の締結及び事務事業の執行に伴う法的課題又はトラブルに関する相談を受け、法的見地から助言を行うこと。 - その他、区政に係る法務支援及び職員の法務能力向上に関すること。
B 児童相談法務	- 総務部副参事として児童相談所に勤務し、児童福祉司等に対する法的見地からの助言、業務の進行管理及び研修の企画立案・実施を行うこと。 - 児童福祉法第 28 条の措置、親権喪失若しくは親権停止の審判又は

	同法第33条第14項の引き続いての一時保護の承認の申立て等に係る手続を補助すること。 3 上記の措置等に反対する保護者への説明その他、児童福祉に係る法的知識を要する業務を行うこと。 4 定期的に他の総務部副参事（法規担当）と情報共有し、相互に連携すること。
--	---

3 受験資格

年齢を問わず、以下の①から⑥までの条件を全て満たしている者

- ① 日本国籍を有している者
- ② 地方公務員法において選考を受験できないとされる者に該当しない者
- ③ 司法修習を修了した者又は弁護士法第5条により弁護士となる資格を有する者
- ④ 大学卒業後11年以上経過している者（令和9年3月31日時点）
- ⑤ 弁護士法第7条の各号のいずれにも該当しないこと
- ⑥ 現に葛飾区の常勤職員（任期付職員、教育公務員、臨時的任用職員は除く）でない者
- ⑦ 児童相談所において法的業務経験を有する者（B 児童相談法務の場合のみ）

4 採用予定日及び任期（各区分共通）

（1）採用予定日 令和9年4月1日

（2）任 期 令和12年3月31日まで

※ 任期については、本人の同意を得て延長する場合があります。任期を延長する場合であっても、任用期間が採用の日から5年を超えることはありません。

5 選考内容（各区分共通）

（1）第一次選考

選考方法	書類選考
結果発表	令和8年11月下旬 ※ 可否にかかわらず、第一次選考応募者全員に結果通知を通知します。

（2）第二次選考

選考方法	個別面接
実施日時	令和8年12月上旬頃の指定する日
場 所	葛飾区内の施設 ※ 詳細は、第一次選考合格者に個別に通知します。
結果発表	令和8年12月下旬 ※ 可否にかかわらず、第二次選考受験者全員に結果通知を通知します。

6 受験申込手続き（各区分共通）

所定の応募書類に必要事項を本人が記入し、下表の要領で申し込んでください。

申込期間	令和8年10月1日（木）から令和8年11月10日（火）まで ● 持参受付時間：午前9時から午後5時まで（※ 土日・祝日を除く） ● 郵送の場合は、締切日必着です。 封筒の表に「葛飾区特定任期付職員（総務部副参事（法規担当））採用選考受験申込」と朱書し、<u>簡易書留により郵送してください。</u> （郵便による事故については責任を負いません）
申込先	〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1 葛飾区総務部人事課人事係（区役所内郵便局2階） TEL 03-5654-8151
応募書類	① 採用選考申込書 ② 職務経歴書 ③ 司法修習を修了したこと又は弁護士となる資格を有することが証明できる書類の写し ④ こども性暴力防止法に関する誓約書 （申込の区分に「B 児童相談法務」を含む場合のみ） ※ 申込時にご提出いただいた書類は返却いたしません。なお、個人情報の取扱いについては、葛飾区個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に管理しています。また、規定の保存年限経過後に破棄します。

7 勤務条件等（令和8年10月1日現在）

（1）給与（採用前に給与改定があった場合には、その定めるところによります。）

給料は、葛飾区職員の給与に関する条例及び葛飾区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に基づき決定します。

給与月額 約64万円（年収約1,300万円）

※ 年収には地域手当、期末・勤勉手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。

※ その他、通勤手当等の諸手当が規定に基づき支給されます（該当する場合のみ）。

（2）勤務日等

① 勤務日 原則として月曜日から金曜日まで（祝日除く）

② 勤務時間 原則として8時30分から17時15分まで

③ 休暇 1年度につき20日の年次有給休暇
その他夏季休暇、慶弔休暇等

（3）勤務場所（就業場所は敷地内禁煙です）

- ・ 葛飾区役所総合庁舎内
- ・ 葛飾区児童相談所

（4）服務

任用期間中は、営利企業への従事制限など地方公務員法の服務に関する規程が適用されますので、現在行っている弁護士業等については、原則として停止していただきます。

8 その他

- (1) 受験資格がないことが判明した場合、または申込書類の記載事項等について虚偽があった場合には、選考の合格または採用を取り消します。
- (2) 受験資格にある、地方公務員法において選考を受験できないとされる者に該当しないものとは以下※のとおりです。
- (3) 弁護士会の会費等は、自己負担となります。
- (4) 申込の区分に「B 児童相談法務」を含む場合は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、「こども性暴力防止法に関する誓約書」により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、お申込みください。確認の結果、特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、採用できません。また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、重要な経歴の詐称として、内定取消事由に該当するものと考えられますので、あわせてご了承ください。

(5) 求職者等へのセクシャルハラスメント防止に関する方針

葛飾区は法令に基づき、採用選考その他の求職活動等（就職説明会・採用面接・OB/OG訪問・インターンシップ等を含む）の過程において、受験者・参加者をはじめとするすべての求職者等に対し、選考に関わる職員からの性的な言動を禁止しています。

求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合は、以下の相談窓口までご連絡ください。相談窓口においては、躊躇なく通報・相談ができるよう、プライバシーを保護するための必要な措置を講じております。また、通報・相談をしたことを理由とする不利益な取扱いも禁止しておりますので、相談窓口への通報・相談が当区の選考・合否結果に影響することは一切ございません。

《相談窓口》

葛飾区役所総務部人事課

TEL 03-5654-8347（直通）

（土・日・祝日・年末年始を除く午前9時から午後5時まで）

9 問合せ先

(1) 採用等に関すること

総務部人事課人事係

〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1（区役所内郵便局2階）

TEL 03-5654-8151

(2) 職務内容等に関すること

総務部総務課法規担当係

〒124-8555 東京都葛飾区立石5-13-1（区役所内5階）

TEL 03-5654-8145

【参考】 地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。